

## 令和4年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会(更新:DVD 研修)開催案内

日ごろ、薬学生実務実習の受入れにつきましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、認定実務実習指導薬剤師の資格は6年ごとの更新が必要となり、この更新ができていなければ指導薬剤師の資格がなくなります。香川県薬剤師会、香川県病院薬剤師会では、下記のとおり講習会を開催しますので、対象となる認定実務実習指導薬剤師におかれましては、漏れのないよう必ず受講してください。受講希望の方は申込書に必要事項をご記入の上、8月5日(金)までに香川県薬剤師会事務局までお申し込みください。(締切厳守)

なお、本年度は1回のみで開催となり、受講できない方は他県の講習会、もしくは日本薬剤師研修センターのe-ラーニング研修を受講してください。

### 記

- 1 日 時 令和4年10月2日(日)10:00~11:00(受付9:30~)
- 2 場 所 香川県薬剤師会朝日町会館2階会議室
- 3 講習内容 講座④「薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン」
- 4 受講料 500円(当日受付時に徴収します。おつりのないようお願いします。)
- 5 受講証 終了時に交付(遅刻・途中退席の場合は、受講証をお渡しできません。)

### 【更新講習対象者及び要件】

- ・認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上経過された方が受講できます。認定有効期間は認定証に記載されています。
  - ・期間内に施設として実習生を受け入れた実績(ただし、指導実績がない場合は、更新申請に際して、その理由、その間の勤務状況及び今後の指導の見込み等具体的に申告することができる方)
  - ・現に薬剤師実務に従事し、認定機関中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事
  - ・更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事
- ※アドバンスワークショップを受講して3年以内であれば、更新講習会を受講したものとみなされます。アドバンスワークショップの修了書をもって更新講習会の受講証に代えることができます。
- ※本年4月より、認定実務実習指導薬剤師の申請受付及び認定の業務が、日本薬剤師研修センターから(社)薬学教育協議会に移行されています。この講習会は、「認定実務実習指導薬剤師認定制度 実施要領」に基づき開催いたしますので、受講を希望される場合は、協議会のホームページに掲載の認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領を必ずご確認の上お申し込みください。

### 令和4年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会(更新)受講申込書(FAX送信先:087-831-0070)

フリガナ		会員・非会員の別	
氏名		会員 ・ 非会員	
薬剤師名簿登録番号	認定指導薬剤師認定番号	認定有効期間	
第 号	第 号	年	月 日
施設名		連絡先(電話)	

認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上経過している。

「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」を確認した。

(チェックしてください。)